

平成 31 年度繰出金通知 新旧対照表

平成 30 年度繰出金通知	平成 31 年度繰出金通知
<p>平成 <u>30</u> 年度の地方公営企業繰出金について</p> <p>第 1 上水道事業 1・2 (略)</p> <p>3 上水道の出資に要する経費 (1) 趣旨 上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資に要する経費である。</p> <p>(2) 繰出しの基準 繰出しの対象となる経費は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>ア 国庫補助（生活基盤施設耐震化等交付金を財源とした都道府県補助を含む。）の対象となった水道水源施設及び水道広域化施設に係る建設改良費の 3 分の 1</p> <p>イ 国庫補助の対象となった水道水源施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費の 3 分の 1（建設時に出資を行った場合については 30 分の 7）に相当する企業債に係る元利償還金及び独立行政法人水資源機構に対する負担金の 3 分の 1</p> <p>ウ 国庫補助の対象となった水道広域化施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費（超過率の適用があったものについては当該建設改良費に超過率を乗じて得た額）の 3 分の 1（建設時に出資を行った場合については 30</p>	<p>平成 <u>31</u> 年度の地方公営企業繰出金について</p> <p>第 1 上水道事業 1・2 (略)</p> <p>3 上水道の出資に要する経費 (1) 趣旨 上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資に要する経費である。</p> <p>(2) 繰出しの基準 繰出しの対象となる経費は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>ア 国庫補助（生活基盤施設耐震化等交付金 <u>（以下第 1 において「交付金」という。）</u>を財源とした都道府県補助を含む。）の対象となった水道水源施設及び水道広域化施設に係る建設改良費の 3 分の 1</p> <p>イ 国庫補助の対象となった水道水源施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費の 3 分の 1（建設時に出資を行った場合については 30 分の 7）に相当する企業債に係る元利償還金及び独立行政法人水資源機構に対する負担金の 3 分の 1</p> <p>ウ 国庫補助の対象となった水道広域化施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費（超過率の適用があったものについては当該建設改良費に超過率を乗じて得た額）の 3 分の 1（建設時に出資を行った場合については 30</p>

分の7) に相当する企業債に係る元利償還金

エ 国庫補助（飛地区域簡易水道及び給水区域内無水源地域簡易水道に係る国庫補助に限る。）の対象となった未普及地域解消に資する施設に係る建設改良費の3分の1

オ 次に掲げる安全対策事業に係る事業費

(ア) 災害対策

次に掲げる事業のうち、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の地区（人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区）を給水区域に含む水道事業者が、災害対策の観点から実施するもの

① 送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業（主として施設運転用電力に係るものに限る。）に係る事業費（当該施設の建設改良費に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。以下オにおいて同じ。）の2分の1

なお、いずれの事業においても更新・改築事業を除くものとする。

分の7) に相当する企業債に係る元利償還金

エ 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財営第85号、生食発第0125第4号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業並びに交付金のうち広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業として補助を受けた事業に要する経費（当該施設の建設改良費に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。以下3において同じ。）の2分の1

オ 国庫補助（交付金を財源とした都道府県補助を含み、飛地区域簡易水道及び給水区域内無水源地域簡易水道に係る国庫補助に限る。）の対象となった未普及地域解消に資する施設に係る建設改良費の3分の1

カ 次に掲げる安全対策事業に係る事業費

(ア) 災害対策

次に掲げる事業のうち、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の地区（人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区）を給水区域に含む水道事業者が、災害対策の観点から実施するもの

① 送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業（主として施設運転用電力に係るものに限る。）に係る事業費の2分の1

なお、いずれの事業においても更新・改築事業を除くものとする。

- ② 浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業（更新・改築事業を対象とする。ただし、耐用年数を経過した施設の更新・改築事業は除く。）に係る事業費の4分の1
- ③ 末端給水事業者が実施する水道管路（鋳鉄管、コンクリート管、塩化ビニル管及び石綿セメント管に限る。）の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1

この場合、耐震化事業費のうち通常の耐震化事業とは、当該団体の平成22年度から平成24年度の3カ年に実施した耐震化事業費の平均をいうものであること。

(イ) (略)

4・5 (略)

6 上水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業につい

- ② 浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業（更新・改築事業を対象とする。ただし、耐用年数を経過した施設の更新・改築事業は除く。）に係る事業費の4分の1
- ③ 前年度末時点で「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）に基づく経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した末端給水事業者が実施する水道管路（交付金のうち水道管路緊急改善事業の対象となる管路に限る。）の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1

この場合、耐震化事業費のうち通常の耐震化事業とは、当該団体の平成27年度から平成29年度の3カ年に実施した耐震化事業費の平均をいうものであること

- ④ ③の末端給水事業者のうち、前々年度における有収水量1 m³当たりの給水収益（以下「供給単価」という。）が181円以上であって、有収水量1 m³当たりの資本費が150円以上又は有収水量1 m³当たりの資本費が112円以上かつ有収水量1 m³当たりの管路延長が0.108m以上のものについては、③の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの2分の1

(イ) (略)

4・5 (略)

6 上水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業につい

て、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる上水道事業は、末端給水事業のうち前々年度における当該事業の有収水量 1 m³当たりの資本費及び給水原価がそれぞれ次の要件を満たすもので、「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」(平成 29 年 3 月 31 日付け総財公第 39 号、総財営第 41 号、総財準第 49 号)に定める「経営戦略」策定の定義を満たす経営戦略(以下「経営戦略」という。)を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。

① 資本費 148 円以上

② 給水原価 245 円以上

ただし、第 1 の 6 (2) ア本文の要件に該当しない場合であっても、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業(以下「統合水道」という。)であって、統合水道として平成 27 年 4 月 2 日以降に給水を開始したものについては、給水を開始した日の属する年度の翌年度(給水を開始した日が 4 月 1 日の場合は給水を開始した日の属する年度)から起算して 10 年間、統合前の上水道事業が第 1 の 6 (2) ア本文に定める要件を満たす場合又は統合前の簡易水道事業が第 6 の 2 (2) アに定める要件を満たす場合についても、繰出しの対象とする。

イ 繰出しの基準額は、前々年度における資本費のうちアに定める基準を超える額に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得られる額とする。

ただし、統合水道であって、統合水道として平成 27 年 4 月 2 日以降に給水を開始したものについては、給水を開始した日

て、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる上水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

(ア) 末端給水事業のうち前々年度における有収水量 1 m³当たりの資本費が 150 円以上かつ有収水量 1 m³当たりの給水原価が 263 円以上の事業

(イ) 複数の簡易水道事業が事業統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が事業統合された上水道事業(以下「統合水道」という。)であって、平成 27 年 4 月 2 日以降に給水を開始したもののうち、事業統合前の上水道事業が(ア)を満たす場合又は事業統合前の簡易水道事業が第 6 の 2 (2) アに定める要件を満たす場合

(ウ) 複数の上水道事業(統合水道を含む。)又は簡易水道事業が市町村の区域を超えて経営統合して設置された上水道事業(以下「広域水道」という。)であって、平成 30 年 4 月 2 日以降に給水を開始したもののうち、経営統合前の上水道事業が(ア)を満たす場合、経営統合前の統合水道が(イ)を満たす場合又は経営統合前の簡易水道事業が第 6 の 2 (2) アに定める要件を満たす場合

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア) ア(ア)に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 m³当たりの資本費のうち 150 円を超える額に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額(供給単価が 181 円未満の場合は当該乗じて得た額に 0.9 を乗じて得た額)

の属する年度の翌年度（給水を開始した日が4月1日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して10年間、第1の6（2）ア本文及びイ本文の規定により算定した統合水道に係る繰出しの基準額から、当該基準額のうち統合前の簡易水道の建設改良に要する経費で第1の7（2）の規定により繰出しの対象となるものに相当する額を控除した額（以下「統合後基準額」という。）が、統合前の上水道事業又は統合前の簡易水道事業がなお統合前の給水区域をもって存続したとして第1の6（2）ア本文及びイ本文又は第6の2（2）に基づき算定して得られる額の合計額（以下「統合前基準額」という。）を下回った場合は、統合前基準額から統合後基準額を控除した額に、次の表の左欄に掲げる経過年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得られる額に、統合後基準額を加えた額とし、統合後基準額が統合前基準額以上の場合は、統合後基準額とする。

経過年度の区分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目の年度	0.9
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して7年目の年度	0.7
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して8年目の年度	0.5
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して9年目の年度	0.3
給水を開始した日の属する年度の翌年度から	0.1

(イ) ア (イ) に該当する事業については、事業統合前の上水道事業又は簡易水道事業がなお事業統合前の給水区域をもって存続した場合に (ア) 又は第6の2（2）により算定した基準額の合計額から統合水道に係る (ア) により算定した基準額（基準額が生じない場合は0）を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目の年度	0.9
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して7年目の年度	0.7
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して8年目の年度	0.5
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して9年目の年度	0.3
給水を開始した日の属する年度の翌年度から	0.1

起算して10年目の年度

7 統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

統合水道の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、統合前の簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 統合水道に係る統合前の第6の1(2)アただし書に規定する簡易水道の建設改良費(当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。イにおいて同じ。)について発行された企業債に係る元利償還金に相当する額

イ 統合水道に係る統合前の第6の1(2)イに規定する簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金の2分の1

8 統合水道に係る統合後に実施する建設改良に要する経費

(1) 趣旨

経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、統合後に実

起算して10年目の年度

(ウ) ア(ウ)に該当する事業については、経営統合前の上水道事業、簡易水道事業又は統合水道が、なお経営統合前の給水区域をもって存続した場合にそれぞれ(ア)又は第6の2(2)により算定した基準額の合計額から統合水道に係る(ア)により算定した基準額(基準額が生じない場合は0)を控除した額に、(イ)の表の率を乗じて得た額

7 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

統合水道の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合前の簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 統合水道に係る事業統合前の第6の1(2)アただし書に規定する簡易水道の建設改良費(当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。イにおいて同じ。)について発行された企業債に係る元利償還金に相当する額

イ 統合水道に係る事業統合前の第6の1(2)イに規定する簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金の2分の1

8 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費

(1) 趣旨

経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合後

施する建設改良のために発行された企業債（上水道事業分）の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助（生活基盤施設耐震化等交付金を財源とした都道府県補助を含む。ただし、簡易水道再編推進事業に係るものに限る。）の対象となった統合後に実施する建設改良（平成 19 年度以降に統合したものに限る。）のために発行された企業債（上水道事業分）に係る元利償還金の2分の1（ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条に規定する辺地において統合後に実施する建設改良のために発行された企業債に係る元利償還金にあつては5分の3）とする。

第 2 中水道事業
(略)

第 3 工業用水道事業
(略)

第 4 交通事業
(略)

第 5 病院事業
1～15 (略)

16 経営基盤強化対策に要する経費
(1)～(3) (略)

に実施する建設改良のために発行された企業債（上水道事業分）の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助（交付金を財源とした都道府県補助を含む。ただし、簡易水道再編推進事業に係るものに限る。）の対象となった事業統合後に実施する建設改良（平成 19 年度以降に事業統合したものに限る。）のために発行された企業債（上水道事業分）に係る元利償還金の2分の1（ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条に規定する辺地において事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債に係る元利償還金にあつては5分の3）とする。

第 2 中水道事業
(略)

第 3 工業用水道事業
(略)

第 4 交通事業
(略)

第 5 病院事業
1～15 (略)

16 経営基盤強化対策に要する経費
(1)～(3) (略)

(4) 公立病院改革の推進に要する経費

ア 趣旨

「公立病院改革の推進について」(平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号)に基づく新公立病院改革プラン(以下「新改革プラン」という。)の実施に伴い必要な経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

- ① 新改革プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費とする。
- ② 新改革プラン(当分の間、「公立病院改革ガイドラインについて」(平成 19 年 12 月 24 日付け総財経第 134 号)に基づく公立病院改革プラン(以下「前改革プラン」という。)を含む。以下③及び④において同じ。)に基づく公立病院の再編等に伴い必要となる施設の除却等に要する経費及び施設の除却等に係る企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
- ③ 新改革プランに基づく再編・ネットワーク化に伴い、新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費(④及び⑤の経費を除く。)とする。
- ④ 新改革プランに基づく公立病院の再編等(財政通知に基づき再編・ネットワーク化計画を提出したものに限る。)に伴い、新たに必要となる建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(第7 1 (2)の基準に関わら

(4) 公立病院改革の推進に要する経費

ア 趣旨

「公立病院改革の推進について」(平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号)に基づく新公立病院改革プラン(以下「新改革プラン」という。)の実施に伴い必要な経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

- ① 新改革プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費とする。
- ② 新改革プラン(当分の間、「公立病院改革ガイドラインについて」(平成 19 年 12 月 24 日付け総財経第 134 号)に基づく公立病院改革プラン(以下「前改革プラン」という。)を含む。以下③及び④において同じ。)に基づく公立病院の再編等に伴い必要となる施設の除却等に要する経費及び施設の除却等に係る企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
- ③ 新改革プランに基づく再編・ネットワーク化に伴い、新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費(④及び⑤の経費を除く。)とする。
- ④ 新改革プランに基づく公立病院の再編等(財政通知に基づき再編・ネットワーク化計画を提出したものに限る。)に伴い、新たに必要となる建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(第5の 1 (2)の基準に関わら

ず、建設改良費及び企業債元利償還金の3分の2を基準とする。)とする(ただし、⑤に定める出資を行う場合を除く。)

⑤ 前改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い、新たに必要となる建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額に対する出資に要する経費とする。

(5) 医師確保対策に要する経費

ア 医師の勤務環境の改善に要する経費

(ア) 趣旨

公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(イ) 繰り出しの基準

国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏まえて行う公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものに相当する額とする。

イ 医師の派遣を受けることに要する経費

(ア) 趣旨

公立病院において医師の派遣を受けることに要する経費について繰り出すための経費である。

(イ) 繰り出しの基準

公立病院において医師の派遣を受けることに要する経費とする。

ず、建設改良費及び企業債元利償還金の3分の2を基準とする。)とする(ただし、⑤に定める出資を行う場合を除く。)

⑤ 前改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い、新たに必要となる建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額に対する出資に要する経費とする。

(5) 医師確保対策に要する経費

ア 医師の勤務環境の改善に要する経費

(ア) 趣旨

公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(イ) 繰り出しの基準

国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏まえて行う公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものに相当する額とする。

イ 医師の派遣等に要する経費

(ア) 趣旨

公立病院における医師の確保を図るため、公立病院への医師の派遣及び医師の派遣を受けることに要する経費について繰り出すための経費である。

(イ) 繰り出しの基準

① 公立病院への医師の派遣に要する経費とする。

② 公立病院において医師の派遣を受けることに要する経費とする。

ウ 遠隔医療システムの導入に要する経費

(ア) 趣旨

遠隔医療システムの導入に要する経費（企業債をもって財源とすることができるものを除く。）について繰り出すための経費である。

(イ) 繰出しの基準

遠隔医療システムの導入に要する経費（企業債をもって財源とすることができるものを除く。）とする。

第6 簡易水道事業

1 簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 簡易水道の建設改良費（当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。）の10%

ただし、平成14年度から平成31年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

イ 建設改良に係る企業債元利償還金の2分の1（3の簡易水道未普及解消緊急対策事業に係る企業債元利償還金を除く。）

2 簡易水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない簡易水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

第6 簡易水道事業

1 簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 簡易水道の建設改良費（当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。）の10%

ただし、平成14年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

イ 建設改良に係る企業債元利償還金の2分の1（3の簡易水道未普及解消緊急対策事業に係る企業債元利償還金を除く。）

2 簡易水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない簡易水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、前々年度における当該事業の有収水量 1 m³当たりの資本費及び供給単価がそれぞれ次の要件を満たすもので、経営戦略を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。

① 資本費 174 円以上

② 供給単価 176 円以上

イ 繰出しの基準額は、前々年度における資本費のうちアに定める基準を超える額に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得られる額の2分の1とする。

ただし、海水淡水化施設を保有する簡易水道事業にあつては次に掲げる額の合計額を加えるものとする。

① 前年度における当該施設の稼働に要した電気料金

② 当該年度における逆浸透膜の交換に要した経費

3 (略)

4 簡易水道の統合推進に要する経費

(1) 趣旨

経営の効率化等を図る観点から簡易水道事業を統合するために要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

統合推進に要する経費の2分の1とする。

5 (略)

第7 市場事業

(略)

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、前々年度における有収水量 1 m³当たりの資本費が 153 円以上かつ供給単価が 176 円以上の事業のうち、前年度末時点で経営戦略を策定している事業とする。

イ 繰出しの基準額は、前々年度における資本費のうち 153 円を超える額に、前々年度における年間有収水量を乗じて得られる額の2分の1とする。

ただし、海水淡水化施設を保有する簡易水道事業にあつては次に掲げる額の合計額を加えるものとする。

① 前年度における当該施設の稼働に要した電気料金

② 当該年度における逆浸透膜の交換に要した経費

3 (略)

4 簡易水道の事業統合推進に要する経費

(1) 趣旨

経営の効率化等を図る観点から簡易水道事業を事業統合するために要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

事業統合推進に要する経費の2分の1とする。

5 (略)

第7 市場事業

(略)

第8 下水道事業

1・2 (略)

3 流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号イに該当するものに限る。）の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%（単独事業に係るものにあつては10%）、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%（単独事業に係るものにあつては10%）とする。ただし、平成12年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4～7 (略)

8 高資本費対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

第8 下水道事業

1・2 (略)

3 流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号イに該当するものに限る。）の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%（単独事業に係るものにあつては10%）、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%（単独事業に係るものにあつては10%）とする。ただし、平成12年度から平成31年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4～7 (略)

8 高資本費対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる事業は、供用開始 30 年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）で、前々年度における当該事業の資本費及び使用料がそれぞれ次の要件を満たすもので、経営戦略を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。

① 資本費

有収水量 1 m³当たりの算定対象資本費（資本費から雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次に定める乗率を乗じて得られる額を控除した額とする。）が 54 円以上

処理区域内人口密度（人/ha）	乗率
25 未満	0.6
25 以上 50 未満	0.5
50 以上 75 未満	0.4
75 以上 100 未満	0.3
100 以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

② 使用料

有収水量 1 m³当たりの使用料が 150 円以上

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる下水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

(ア) 供用開始 30 年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）のうち前々年度における有収水量 1 m³当たりの算定対象資本費（資本費から、雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。）が 51 円以上かつ有収水量 1 m³当たりの使用料が 150 円以上の事業

処理区域内人口密度（人/ha）	乗率
25 未満	0.6
25 以上 50 未満	0.5
50 以上 75 未満	0.4
75 以上 100 未満	0.3
100 以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

(イ) 複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業（以下「統合下水道」という。）であって、平成 30 年 4 月 2 日以降に供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が (ア) を満たす場合

イ 繰出しの基準額は、前々年度における有収水量1 m³当たりの算定対象資本費のうちア①に定める基準を超える額（次に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める乗率を乗じて得られる額の合算額）に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量1 m³当たりの使用料（以下「使用料」という。）が209円に満たなければ、さらに、次に定める調整率を乗じて得た額とする。

① 乗率

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費 (円/m ³)	乗率	算定対象資本費 (円/m ³)	乗率
<u>54</u> 以上 <u>81</u> 未満	0.8	<u>54</u> 以上 <u>81</u> 未満	0.8
<u>81</u> 以上 <u>162</u> 未満	0.85	<u>81</u> 以上 <u>324</u> 未満	0.85
<u>162</u> 以上	0.95	<u>324</u> 以上	0.95

② 調整率

使用料/209円

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア) ア(ア)に該当する事業については、前々年度における有収水量1 m³当たりの算定対象資本費のうち51円を超える額（次の表に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める率を乗じて得た額の合算額）に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量1 m³当たりの使用料が210円未満の場合、当該使用料を210円で除して得た率を乗じて得た額とする。

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費 (円/m ³)	乗率	算定対象資本費 (円/m ³)	乗率
<u>51</u> 以上 <u>76</u> 未満	0.8	<u>51</u> 以上 <u>76</u> 未満	0.8
<u>76</u> 以上 <u>153</u> 未満	0.85	<u>76</u> 以上 <u>306</u> 未満	0.85
<u>153</u> 以上	0.95	<u>306</u> 以上	0.95

(イ) ア(イ)に該当する事業については、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額の合計額から統合下水道に係る(ア)により算定した基準額（基準額が生じない場合は0）を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算	<u>1.0</u>

<u>して1年目から5年目までの年度</u>	
<u>供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目の年度</u>	<u>0.9</u>
<u>供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して7年目の年度</u>	<u>0.7</u>
<u>供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して8年目の年度</u>	<u>0.5</u>
<u>供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して9年目の年度</u>	<u>0.3</u>
<u>供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して10年目の年度</u>	<u>0.1</u>

9 広域化・共同化の推進に要する経費

(1) 趣旨

効率的な下水道整備、経営の健全化・効率化等を図る観点から下水道事業の広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債（広域化・共同化分）の元利償還金の55%に相当する額とする。

9 広域化・共同化に要する経費

(1) 趣旨

広域化・共同化に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 平成30年度以前に発行した下水道事業債（広域化・共同化分）の元利償還金の55%に相当する額とする。

イ 平成31年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に次の率を乗じて得た額とする。

(ア) 合流式の公共下水道 7/10

(イ) 分流式の公共下水道

次に掲げる処理区域内人口密度に応じた率

① 25人/ha未満であるもの 8/10

② 25人/ha以上050人/ha未満であるもの 7/10

③ 50人/ha以上075人/ha未満であるもの 6/10

④ 75人/ha以上100人/ha未満であるもの 5/10

⑤ 100人/ha以上であるもの 4/10

(ウ) 公共下水道以外 8/10

※ 公共下水道以外とは、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設をいう。

10 (略)

11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第5号）により整備される汚水等を集的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰り出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰り出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

12 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第7号）により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

10 (略)

11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第5号）により整備される汚水等を集的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰り出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成31年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰り出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

12 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第7号）により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成 30 年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

13・14 (略)

第9 港湾整備事業
(略)

第10 その他
1～5 (略)

6 経営戦略の策定等に要する経費

(1) 経営戦略の策定に要する経費

ア 趣旨

経営戦略の策定に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

経営戦略(病院事業における新改革プランを除く。)の策定に要する経費の2分の1とする。

(2) (略)

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成 31 年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

13・14 (略)

第9 港湾整備事業
(略)

第10 その他
1～5 (略)

6 経営戦略の策定等に要する経費

(1) 経営戦略の策定・改定に要する経費

ア 趣旨

経営戦略の策定・改定に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

経営戦略(病院事業における新改革プランを除く。)の策定・改定に要する経費の2分の1とする。

(2) (略)

7 地方公営企業法の適用に要する経費(簡易水道事業及び下水道事業を除く。)

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から地方公営企

<p>第11 留意事項 (略)</p>	<p><u>業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。</u></p> <p><u>(2) 繰出しの基準</u></p> <p><u>地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債元利償還金の2分の1とする。</u></p> <p>第11 留意事項 (略)</p>
-------------------------	---